

令和元年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第4日（令和元年9月12日）

議事日程（第4号）	103
日程第1 議案第27号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）	105
日程第2 議案第28号 令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）	105
日程第3 議案第29号 令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）	105

令和元年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第4号)

令和元年9月12日

午前10時開議

- 日程第1 議案第27号 令和元年度宇治田原町一般会計補正予算(第2号)
日程第2 議案第28号 令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第3 議案第29号 令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員
	2番	山本 精	議員
	3番	今西 久美子	議員
	4番	垣内 秋弘	議員
	5番	田中 修	議員
	6番	原田 周一	議員
	7番	馬場 哉	議員
	8番	松本 健治	議員
	9番	谷口 重和	議員
	10番	浅田 晃弘	議員
	11番	藤本 英樹	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷 信夫 君
副町	長	山下 康之 君
教 育	長	奥村 博已 君
総 務 部	長	奥谷 明 君
健 康 福 祉 部	長	久野村 観光 君

建設事業部長	野田泰生君
まちづくり整備推進 担当部長	黒川剛君
教育部長	光嶋隆君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	矢野里志君
税住民課長	馬場浩君
介護医療課長	廣島照美君
健康児童課長	立原信子君
建設環境課長	谷出智君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
上下水道課長	垣内清文君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君
学校教育課長	岩井直子君
社会教育課長	清水清君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議案第27号～議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第1から日程第3まで、議案第27号から議案第29号までの3議案を一括議題といたします。

3議案につきましては、9月2日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会、藤本英樹委員長。

○予算特別委員会委員長（藤本英樹） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、予算特別委員会に付託されました3議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第27号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、幼児教育・保育無償化に関連する予算の財源について、今年度は国からの子ども・子育て支援臨時交付金で全額措置されるとのことであるが、次年度以降はどうなるのかとの質疑があり、国は消費税率が10%に引き上げられることから、その増収分を使うとしている。来年度以降については、幼児教育の無償化に係る地方負担分について地方財政計画に全額歳出を計上し、基本的には地方消費税交付金を充当する形になるが、不足分については交付税の算定で基準財政需要額に全額歳入するというので、原則全額国庫費で対応するという考え方になっているとの答弁があったところです。

また、3月に財源更正があるのかとの質疑があり、3月の時点で額が確定するため補正が必要であれば補正を行いたいと思っているとの答弁があったところです。

次に、議案第28号、令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第29号、令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました3議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第1、議案第27号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第28号、令和元年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（谷口 整） 挙手全員。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第29号、令和元年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第29号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第29号は委員長の報告のとおり

決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(谷口 整) 挙手全員。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

次回は9月27日午前10時より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしく願い申し上げます。

ご苦労さまでございました。

散 会 午前10時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 垣 内 秋 弘

署 名 議 員 松 本 健 治